



2007 2008
Gifu North R.C.



岐阜北週報

WEEKLY REPORT

1227

例会 毎週水曜日 題字 山口 八郎
会場 岐阜都ホテル 岐阜市長良福光桃林 2695
tel 295-5222(代)
事務所 岐阜商工会議所(岐阜市神田町2) tel 264-9235(代)

会長 山口 八郎
副会長 小椋 功
幹事 国井 省二
会報記念誌委員長 原尾 勝

<http://gifukita-rc.com>



平成 19 年 10 月 10 日発行

10 月 職業奉仕 月間

- 本日のプログラム -

第 1228 回 例会 10 月 13 日 (土)
◎ 観月例会 (氷見 R. C. との合同例会)
担当: 親睦交流委員会

- 前週のプログラム -

第 1227 回例会 10 月 3 日 (水)
◎ 慶祝行事
◎ 卓 話
担当: 安藤(武)会員・森本会員

- 点 鐘
- 国 家「君が代」斉唱
- ロータリーソング「奉仕の理想」
- 四つのテストの唱和



出席報告 《出席委員会》

本日のホームクラブ	31 / 33	93.94%
-----------	---------	--------

◇ 本日のホームクラブ欠席者 2 名
小島正三君・安藤紳一郎君

慶祝行事 《岡田 親睦交流委員》

◎ 会員誕生祝

6 日	川島明雄様	13 日	片桐順一郎様
30 日	白木昭三様		

◎ ご夫人誕生祝

2 日	小森京子様	2 日	岡田広子様
24 日	白木けい子様	26 日	北川時恵様

◎ 結婚記念日

13 日	苅谷二郎様	19 日	神谷良子様
21 日	若山和正様	22 日	波多野光裕様
28 日	宮田千二様		

会長挨拶 《山口 八郎 会長》

会長挨拶をまとめますと次のようになります。

(1) 司法制度改革としての規制緩和として、平成 18 年 5 月 1 日施行された会社法による改正のポイントは次の通りである。

類似商号の廃止 (同一商号は同一市町村内では使用が認めなかったが、本店所在地番が違えば使用は認める。

有限会社を廃止した。(商号変更による株式会社設立登記によって有限会社からの変更はできる。)

資本金は 1 円でもよい。

取締役の人数制限の廃止をした。(一人でもよい)

取締役の任期の延長 (最長 10 年までよい)

監査役は設置しなくてもよい。

注() については、株式の譲渡制限が必要である。

() 監査役は原則として、業務監査、会計監査が与えられるが、株式譲渡制限のある場合は会計監査のみとすることができる。という内容であります。

委員会報告

◇ 環境保全委員会 《森本 委員長》

10月21日(日)に長良川清掃と例会を変更して環境を考えるとという事で早朝例会を行います。場所は、岐阜グランドホテルの12階展望特室で行ないます。雨天の場合でも例会は行ないますし、既に欠席と言う方も再度出席して戴きます様、御願い致します。

◇ 社会奉仕委員会 《松野 委員長》

11月10日(土)に若松学園の学園祭が御座います。皆様には、恒例となっておりますバザー用品の御協力を御願い致します。受付は、10月17日と同31日の例会に行ないますので、宜しく御協力をお願い致します。

◇ 幹事報告 《国井 幹事》

1. 親睦交流委員会に駐車券の提出を御願い致します。
2. 小さい方の会員手帳にある例会場の電話番号が違っております。(裏表紙)正しくは、295-3100ですので訂正を御願いします。

◇ ニコニコボックス 《波多野 親睦交流委員長》

- * 安藤武司君・・・本日、卓話です。宜しく御願い致します。
- * 川島明雄君・片桐順一郎君・・・誕生日を祝って戴き有難う。
- * 白木昭三君・・・夫婦揃って元気に誕生日を迎えました。
- * 後藤保君・・・今日も元気で。
- * 北川忠雄君・・・家内の誕生日を祝って戴き有難う御座います。
- * 森本時夫君・・・環境保全例会への出席を御願い致します。
- * 波多野光裕君・・・10月13日(土)は、観月例会です。宜しく御願い致します。

例会行事

卓 話 《安藤 武司 会員》

テーマ『なぜ、君がねらわれるのか?』

本日の卓話は、森本会員と私、安藤が担当いたします。前回の私の添乗中のトラブルや海外旅行の諸注意などを、お話をさせて頂きましたが、今回も旅先での様々なトラブルがあります。

つい最近では、ミャンマーでの日本人記者の殺害事件やテロに絡んだ人質事件などがあります。世界各地ではマスメディアには発表されていない事件・事故が多発しています。

今回は外務省海外安全相談センターよりお借り致しました「なぜ君がねらわれるのか」のビデオをご覧い

ただき、皆様や身近な方の参考にしてください。

ビデオの内容をふまえて、海外旅行における安全役立情報をまとめますと、以下のようになります。

秋の旅行シーズンが到来しております。皆様方や周りの方々に水を差すわけではありませんが、海外では日本人が遭遇する事件や事故が依然として多く多発しています。また、犯罪は凶悪化する傾向も見られます。

旅に出ると、日頃の生活からの開放感もあり、ついつい油断が生じがちです。このスキが取り返しのつかない結果を招きかねません。出発前に渡航先の情報を把握し必要な知識を身につけ、油断せず、常に「自分の身は自分で守る」意識を持って安全な旅行を心がけて下さい。

海外で災害・事件が発生した際は、家族や友人は「あなたが巻き込まれているのでは」と心配します。出発前には必ず、旅行日程や宿泊先等、留守宅に残すことや、旅先からも定期的に連絡を心がけましょう。特に個人旅行はなおさらのことです。

「知識」と「意識」をしっかり持って、おもいっきり海外旅行をお楽しみ下さい。

<安全な海外旅行のための心得5箇条>

1. 現地の法律を守り、風俗や習慣を尊重すること。
日本では軽い犯罪と見なされても、国によっては想像もつかない重い犯罪に該当することもあります。その国にある宗教や文化等と密接に繋がっています。
2. 危険な場所には近づかないこと、夜間の外出は控えること。
特定な場所や時間帯によっては危険な場所があります。このような場所には近づかないことが大切です。夜間の外出には様々なトラブルがつきものです。特に少人数での夜間の自由行動は控えましょう。
3. 多額の現金、貴重品は持ち歩かないこと。
「日本人はお金持ちで不用心」の印象を持たれています。日本人をターゲットにスリや置き引きが多発しています。旅行者らしい身なりを避け多額の現金・貴重品は持ち歩かない様に。被害は最小限に済むようにしましょう。
4. 見知らぬ人を安易に信用しないこと。
日本人は詐欺の格好のターゲットとみられています。(特に若者の個人旅行者)旺盛な好奇心から、誘いに安易に乗り自宅に誘われたり、飲食・賭博詐欺・睡眠強盗の被害が出ています。
5. 薬物には絶対に手を出さないこと。
薬物犯罪は多くの国が取締りを強化しています。死刑を含む国もあります。軽い気持ちで手を出したり、「運び屋」を請け負ったりで人生を台無しにする例もあります。

<海外で事件・事故等のトラブルに遭遇したら>

【最寄りの在外公館（日本大使館・総領事館）に相談ください。（制約もあります）】

トラブルの解決に向けた相談や案内・助言支援を行います。

- ・弁護士や通訳に関する情報の提供
- ・医療機関情報の提供
- ・ご家族との連絡における支援
- ・現地警察や保険会社への連絡に際する助言・支援
- ・現地治療が不可能な場合、緊急移送に関する助言・支援
- ・被害者のご家族等の緊急渡航手配（都道府県パスポートセンターに対し）緊急発券要請など。

【制約があつてできないこと】

- ・病院との交渉、医療費、移送費の負担・支援保障・立替
- ・犯罪の捜査、犯人の逮捕、取締り
- ・相手側との賠償交渉など

外務省海外安全相談センター

T E L(代)03 - 3580 - 3311 （内線）2902、2903

以上です。有難う御座いました。

➤ 閉会の辞 <<小椋 功 副会長>>

➤ 点 鐘



次回例会のご案内 10月17日（水）

- ・100万\$
- ・クラブフォーラム（5）

担当：職業奉仕委員会

担当/クラブ会報委員会 原尾 勝